



事業の継続を図る事業主の皆様へ 枕崎市事業者応援資金

■問合せ 水産商工課商工振興係 TEL72-1111(内線421)

売上の減少した事業者に「応援資金」を支給します

新型コロナウイルスの感染拡大により、令和2年7月または8月のいずれか1ヶ月の売上高が前年同月と比べて15%以上減少した事業者の事業継続を支援するため、「新しい生活様式」に対応するための経費等、事業全般に広く使える応援資金を支給します。

対象者	枕崎市内に事業所を有している中小企業等(個人事業者含む) ※商工業に限らず、農林漁業など全ての業種が対象
対象者	ただし、次に該当する場合を除く。 <ul style="list-style-type: none"> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) 第2条第5項に掲げる「性風俗関連特殊営業」 政治団体、宗教上の組織もしくは団体

支給額	1事業者あたり 一律 15万円 ※業種によって上乗せして支給します。 15万円／飲食サービス業、カラオケボックス業、運輸代行業 客室数により15万円～45万円／宿泊業
-----	---

申請受付期間 令和2年8月11日 火～令和2年10月30日 金
※詳細については、本紙折込みチラシをご覧ください。

その他の事業者向け支援制度(主なもの) ※制度内容は変更になる場合があります。

名称	内容	補助・給付額	申請・問合せ
市の支援制度	雇用調整助成金申請費補助金	雇用調整助成金の申請を社会保険労務士に依頼した場合に要する費用の補助 【申請期限】令和3年3月31日	上限額 10万円
	雇用維持等支援事業補助金	雇用調整助成金の支給決定を受けた事業者の休業手当の事業者負担分の補助 【申請期限】令和3年3月31日	上限額 40万円
	中小企業等事業継続支援事業補助金	売上高が前年同月比20%以上減少した事業者に、事業の用に供している建物及び駐車場の賃料を補助 【申請期限】令和2年10月30日	上限額 15万円 (3か月×上限額5万円/月)
国の支援制度	持続化給付金	売上高が前年同月比50%以上減少した事業者への支援 【申請期限】令和3年1月15日	上限額 ・法人 200万円 ・個人事業主 100万円 コールセンター TEL0120-115-570
	家賃支援給付金	売上高が1か月で前年同月比50%以上減少または、連続する3か月の合計で前年同期比30%以上減少した事業者への地代・家賃(賃料)の支援 【申請期限】令和3年1月15日	最大額 ・法人 600万円 ・個人事業主 300万円 ※補助率 2/3～1/3 コールセンター TEL0120-653-930 ※申請サポート会場: 地場センター3階(8月31日まで)
県の支援制度	休業協力金	県の要請に応じて、令和2年7月8日～21日の計14日間、休業に協力した事業者に協力金を支給 【申請期限】令和2年8月21日	中小企業等(法人)20万円 個人事業主10万円 ※複数施設を有する事業者には10万円上乗せ 専用相談窓口 TEL099-286-5691
	飲食店の感染防止対策への支援	飲食店が感染防止対策用品等の整備を行う経費を補助 【申請期間】令和2年8月中を目途に申請受付開始予定	上限額 10万円 県商工労働水産部 商工政策課商店街活性化推進室 TEL099-286-2885

再度確認を!

「新しい生活様式」の実践例

<参考>厚生労働省ホームページ

新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、「新しい生活様式」を実践することが求められています。感染が拡大しないよう、一人一人が自分ができる「新しい生活様式」を心掛け、引き続き感染予防にご協力をお願いします。

一人ひとりの基本的感染対策

□身体的距離の確保

- 人との間隔は、2m(最低1m)空ける。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。

□マスクの着用

- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用

□手洗い

- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う(手指消毒薬の使用も可)。

□移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 地域の感染状況に注意する。

日常生活を営む上での基本的生活様式

□まめに手洗い・手指消毒

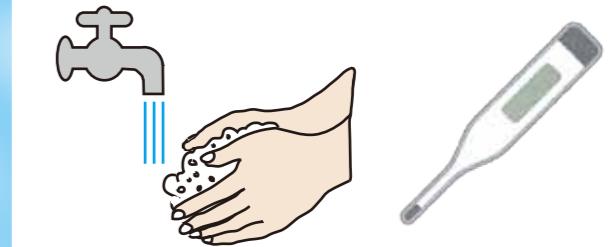
□咳エチケットの徹底

□こまめに換気

□身体的距離の確保

□「3密」(密集、密接、密閉)の回避

□毎朝の体温測定、健康チェック。発熱または風邪の症状がある場合は無理せず自宅療養



日常生活の各場面別の生活様式

□買い物

- 1人または少人数でいた時間に
- レジに並ぶときは、前後にスペース

□娯楽、スポーツ等

- それ違うときは距離をとるマナー
- 狭い部屋での長居は無用

□公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 徒步や自転車利用も併用する

□食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 対面ではなく横並びで座ろう

□イベント等への参加

- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

働き方の新しいスタイル

□テレワークやローテーション勤務

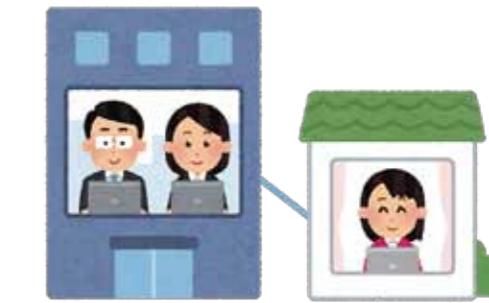
□時差通勤でゆったりと



□オフィスはひろびろと

□会議はオンライン

□対面での打ち合わせは換気とマスク



今年の夏は、感染症予防と同時に熱中症予防にも取り組まなければなりません。気温・湿度が高い場所では、周囲の人と距離をとった上で適宜マスクを外すなどの工夫をお願いします。